

福岡新技術・新工法ライブラリーへのよくある質問

2020年版

1. 全般について

- Q1-1 新技術・新工法とは何ですか？
- Q1-2 「申請情報」と「基準適合情報」の違いは何ですか？
- Q1-3 技術評価委員会とは何ですか？

2. 申請について

- Q2-1 どのような新技術等が申請できるのですか？
- Q2-2 誰でも申請できるのですか？
- Q2-3 申請はいつできるのですか？
- Q2-4 申請する際に申請料は必要ですか？
- Q2-5 申請書は手書きでも受け付けてもらえますか？
- Q2-6 複数の企業で共同開発した新技術ですが、申請者を複数にすることはできますか？
- Q2-7 「基準適合情報」に申請したいのですが、技術を証明するものとして、どのような資料を添付すればよいですか？

3. 公募要件・申請書記載内容について

- Q3-1 本社（または支社、営業所）は県内企業ですが、製品工場は他県にある二次製品製作会社です。この場合、公募要件に適合しますか？
- Q3-2 複数の企業で共同開発した新技術です。実施要領に「申請しようとする当事者間で代表する者を定めて申請する。」との記載がありますが、代表者であることを証明する書類等の提出は必要ですか？
- Q3-3 複数の企業で共同開発した新技術です。申請者以外の企業名も掲載してもらいたいのですが、どこに記入すればいいですか？

Q 3-4 他社の開発した新技術等の使用権原を持っているので申請したいのですが、様式2 概要説明書（その1）の「申請者」欄と「問い合わせ先」欄に異なる企業名を記載してもかまいませんか？

4. データベース登録及び活用について

Q 4-1 データベースへの登録期間は、どのくらいですか？

Q 4-2 データベースに登録されている新技術等に関して、より詳しい内容が知りたいのですが、どちらにお願いすればよいのですか？

Q 4-3 実績が増えたのですが、データベースには、いつ反映されるのですか？

Q 4-4 当社の新技術が、データベースに登録されています。当社のホームページからデータベースへ直接リンクを貼りたいのですが？

Q 4-5 データベースに登録されると、県土整備部事業の工事に活用されますか？

1. 全般について

Q 1-1 新技術・新工法とは何ですか？

A 1-1 従来の技術・工法^(注1)に比べ、コスト、安全性、施工性、品質、環境保全面などで同程度以上優れているもの、もしくは同程度以上に優れていると見込まれるものです。

(注1) 「従来の技術・工法」とは、福岡県県土整備部事業において標準的に使用され、標準積算の対象となる従来技術・従来工法のことをいいます。

Q 1-2 「申請情報」と「基準適合情報」の違いは何ですか？

A 1-2 「申請情報」とは、公募要件^(注1)に適合する新技術等であり、広報（カタログ）的な性質を有するものです。

「基準適合情報」とは、公募要件に加え、技術基準^(注2)に適合する新技術等であり、福岡県県土整備部事業において、設計業務委託で工法検討を行う際に、必ず比較検討対象となるものです。

なお、どちらも活用を約束するものではありません。

(注1) 「公募要件」は、新技術・新工法活用促進制度実施要領の第3条、第4条に規定されています。

(注2) 「技術基準」は、新技術・新工法活用促進制度実施要領の第5条に規定されています。

Q 1-3 技術評価委員会とは何ですか？

A 1-3 申請された新技術・新工法を審査する機関です。年2回、以下について適否を審査します。

- (1) 公募要件を満たしていること。
- (2) 申請時に技術の成立性が実験等の方法で確認されていること。
- (3) 従来技術と比べて以下のいずれかの点で優れていること。
 - ・コスト縮減、安全性向上、施工性向上、品質向上、環境保全等。
(ただしコスト縮減の対象費用は、工事費、維持管理費、補修費に限ります。)
- (4) 適合条件、適用範囲、県土整備部事業でのニーズ、法令・基準対応等が明確であること。

※ (2)～(4)については「基準適合情報」申請案件対象

2. 申請について

Q 2-1 どのような新技術等が申請できるのですか？

A 2-1 既に実用化^(注1) されていて、福岡県県土整備部事業のうち、道路・河川・ダム・港湾・海岸・砂防・地すべり・急傾斜地に関する事業に活用が可能なもの^(注2) とします。

(注1) 「実用化」とは利用者の求めに応じて新技術・新工法を提供可能な状態にあるものをいいます。

(注2) 使用する資材又は原材料が「新材」、「福岡県認定リサイクル製品」又は「福岡県認定リサイクル製品となっていないもののうち、安定型産業廃物等を再資源化したもの」のいずれかに該当すること、かつ技術にかかわる特許権等知的財産権の侵害等がないことが必要です。詳細は新技術・新工法活用促進制度実施要領の第3条に規定されています。

Q 2-2 誰でも申請できるのですか？

A 2-2 新技術・新工法の技術開発者または技術行使権を有する、福岡県内に本社、支社、営業所および製造工場のいずれかがある企業等の法人のみです。民間企業、大学、NPO法人などは申請可能ですが、個人での申請は受け付けていません。

また、器材、機器機材、資材等の販売代理店は、直接はその技術開発、製作に関与していないとみなし、公募要件適用外とします。

Q 2-3 申請はいつできるのですか？

A 2-3 申請は随時受け付けます。詳細はホームページでご確認ください。

Q 2-4 申請する際に申請料は必要ですか？

A 2-4 申請料は必要ありません。ただし、申請するにあたって必要な試験やデータ整理等にかかる費用、ならびに申請後に追加試験やデータの提出が必要となった際にかかる費用については、申請される方が全額ご負担ください。

Q 2-5 申請書は手書きでも受け付けてもらえますか？

A 2-5 当サイト内でダウンロードできる規定の申請書式に、申請者ご自身によって入力、作成された電子データにて登録申請を行いますので、手書きによる申請書は受け付けておりません。

Q 2-6 複数の企業で共同開発した新技術ですが、申請者を複数にすることはできますか？

A 2-6 1申請1申請者としているため、できません。代表者を決めて申請を行ってください。また、工法協会等の任意団体名での申請もできません。

Q 2-7 「基準適合情報」に申請したいのですが、技術を証明するものとして、どのような資料を添付すればよいですか。

A 2-7 様式2-2「技術基準評価表」の「2 技術の成立性の確認」内で記述した審査機関における技術審査（または評価）証明書および「3 従来技術との比較」内で「評価項目 1、2」の根拠資料となる公的または民間の機関において従来技術より優位であることを証明できる実験等の結果、論文等掲載誌（紙）の写し等を添付してください。

様式2-2に伴う資料につきましては、ページ番号を全てのページに記載のうえ、冊子形式またはファイル形式にまとめて添付してください。

3. 公募要件・申請書記載内容について

Q 3-1 本社（または支社、営業所）は県内企業ですが、製品工場は他県にある二次製品製作会社です。この場合、公募要件に適合しますか？

A 3-1 自社製作であり、申請者が県内法人であれば、問題ありません。ただし、自社製作ではない場合は販売代理店とみなし、公募要件には適合しません。

Q 3-2 複数の企業で共同開発した新技術です。申請者以外の企業名も掲載してもらいたいのですが、どこに記入すればいいですか？

A 3-2 様式2概要説明書（その7）に「参考資料」の欄がありますので、そちらに記載されてもかまいません。また、工法協会等を構成されている場合には、その協会名、連絡先等を記載されてもかまいません。 ※Q 2-6 参照

Q 3-3 複数の企業で共同開発した新技術です。実施要領に「申請しようとする当事者間で代表する者を定めて申請する。」との記載がありますが、代表者であることを証明する書類等の提出は必要ですか？

A 3-3 原則的に書類等は必要ありません。 ※Q 2-6 参照

Q 3-4 他社の開発した新技術等の使用権原を持っているので申請したいのですが、様式2概要説明書（その1）の「申請者」欄と「問い合わせ先」欄に異なるの企業名を記載してもかまいませんか？

A 3-4 申請者が開発者でない場合は、「申請者」欄と「問い合わせ先」の「技術」欄は異なる企業名でかまいませんが、「営業」欄は申請者以外の法人名は記載できません。

ただし、県内に営業部門を有さない製造工場のみしかなく、製造工場が申請者となっている場合に限り、同一法人の本社、支社、営業所を記載することができます。

4. データベース登録及び活用について

Q 4-1 データベースへの登録期間は、どのくらいですか？

A 4-1 申請情報、基準適合情報とも原則5年間とします。
ただし、以下の場合、最大10年間まで延長されます。

ケース①：基準適合情報として登録され、県土整備部事業（Q 2-1 参照）で活用された場合は、登録期間を延長し合計10年間とします。

ケース②：申請情報から基準適合情報として再申請され登録された場合は、基準適合情報として登録された時点から改めて5年間とします。

ケース③：ケース②において、基準適合情報としての登録期間に活用された場合は、申請情報としての登録期間も含めて合計10年間とします。

Q 4-2 データベースに登録されている新技術等に関して、より詳しい内容が知りたいのですが、どちらにお願いすればよいのですか？

A 4-2 当サイトのデータベースは、福岡県県土整備部事業における新技術等の活用を促進するために登録・紹介を行うものです。当該技術に関する認証、認定、その他何ら技術の裏付けは行っておりません。詳細内容等については、登録情報に記載された問合せ先へ直接お願いします。

Q 4-3 実績が増えたのですが、データベースには、いつ反映されるのですか？

A 4-3 申請者から書面による報告があった後、内容の確認を行います。確認次第、データベースへ反映しますが、反映までに時間がかかる場合もありますので、ご了承ください。

Q 4-4 当社の新技術が、データベースに登録されています。当社のホームページからデータベースへ直接リンクを貼りたいのですが？

A 4-4 当サイトは、原則リンクフリーです。ただし、リンク先は「福岡県新技術・新工法ライブラリー」のトップページにしてください。
また、当サイトにリンクをされた場合は、

福岡県県土整備部企画課（e-mail：dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp）
まで、会社名、担当者名、役職名、連絡先等をご一報下さい。
なお、「福岡新技術・新工法ライブラリー」へのリンクである旨の明示を
お願いします。

Q 4-5 データベースに登録されると、県土整備部事業の工事に活用されますか？

A 4-5 本制度は、県土整備部事業における新技術等の活用を促進するために登録・紹介を行うものであり、県土整備部が内容に関する認証を行うものではありません。また、登録された技術の性能や特許等について保証するものでもありません。

このため、「申請情報」及び設計業務委託で工法検討を行う際に必ず比較検討対象となる「基準適合情報」であっても、活用を約束するものではありません。発注者がその新技術等の適性を十分に検討・判断して活用するものです。